

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年五月三十日から同年六月十二日までの間縦覧に供します。

平成二十九年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
株式会社五條市青ネギ生産組合	五條市二見五丁目三番六四号	筆	五條市畑田町一五九番一ほか四
杉崎 保巳	五條市岡町一五三一番地	筆	五條市岡町一五一六番一ほか二
野瀬 善玄	御所市大字池之内四五八番地の三	筆	五條市西阿田町一九八番ほか一

二 申請年月日

平成二十九年五月二十二日